

## 1. 登録証記載事項の追加についてお知らせします。

登録証の記載事項等に関しまして、下記の通り変更がありますので、ご案内申し上げます。

(1) 登録範囲に所在地の異なる複数の事業所を含む組織につきましては、事業所ごとの活動内容を第三者に分かりやすく説明する目的から、登録証に関連事項を追加記載することと致しました。具体的には、各事業所の所在地(住所)を明記し(多くの場合既に明記されていますが)、事業所別の製品(サービス含む)又は活動を記載いたします。

(2) 登録証表記文字をゴシック体に統一するとともに、登録証記載項目の一部レイアウトを変更します。

なお、新しい登録証は、8月中～下旬の登録決定会議で承認された初回審査、更新審査及び変更審査の対象分から順次発行してゆく計画です。上記(1)の追加記載事項につきましては、貴組織の審査担当者リーダーから、事前に調査、調整をさせて頂くことがあろうかと存じますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

担当：登録部 竹内  
( : 03-5541-2751 )

## 2. 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項 JIS Q 9100:2009 への移行についてお知らせいたします。

JIS Q 9100:2009「品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」(以下 2009年版と略します)が、2009年4月20日に発行されています。

JIS Q 9100:2004(以下 2004年版と略します)からの要求事項の主な変更点は、7.1 製品実現の計画に、7.1.1 プロジェクトマネジメントと7.1.2 リスクマネジメントが新規追加され、4.3 形態管理を7.1.3に移したことなどです。また、顧客重視の観点から、製品の適合性と納期どおりの引渡しに関するパフォーマンスにも重点が置かれています。

一方、審査の実施のための要求事項と様式を規定する SJAC9101C が改訂され、2010年3月31日に SJAC9101D「航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項」として発行されました。

2009年版への移行に関する手続きは、IAQG から5月18日に改訂発行された補足規則 001 で、審査工数を含む手続きが具体的に規定されています。これを反映して、JAB の認定基準 JAB MS101:2010 が7月1日に発行されました。一方、従来の認定基準である JAB MS 101:2007 も改訂発行されました。

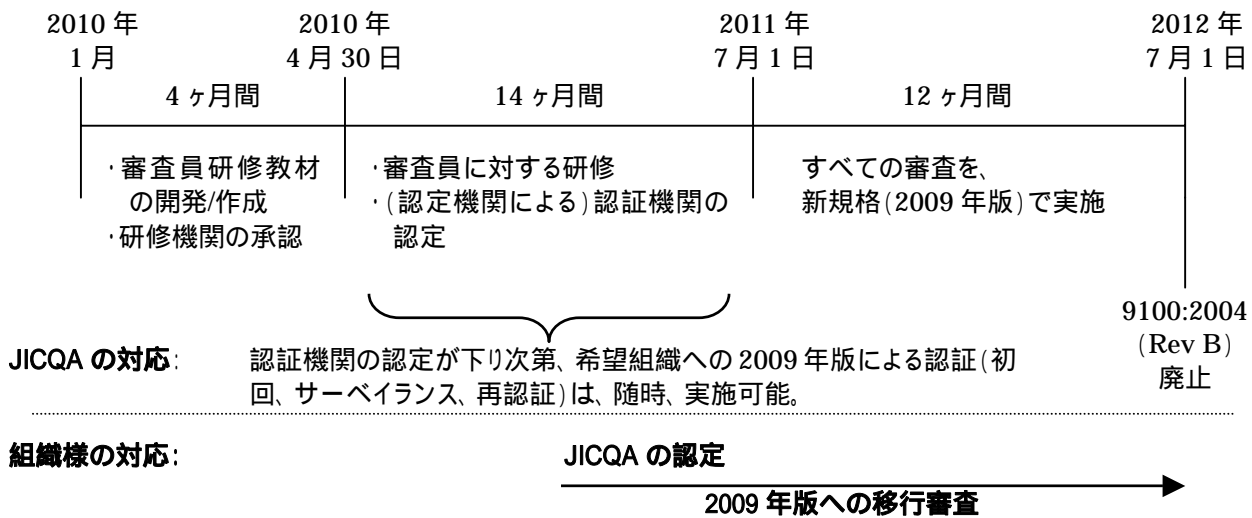
つまり、2004年版の審査では、JAB MS101:2007 と SJAC9101C が、2009年版では、JAB MS101:2010 と SJAC9101D が適用され、2011年6月30日までダブルスタンダードが存在する状況となります。

組織の皆様には、後述するスケジュールに示す通り、2011年7月1日以降は2004年版での審査はできなくなります。尚、それまでは、組織様の移行準備状況に合わせて2004年版又は2009年版で審査を実施させていただくこととなります。また、2012年6月末にはすべての組織が2009年版への移行を完了している必要があります(すなわち2004年版での認証は無効となりますので御注意ください。)

今年11月以降来年6月30日までに予定されている審査について、2004年版/2009年版のいずれで実施を希望されるのか、後日、組織様に確認させて頂く予定ですのでご検討くださいますようお願い申し上げます。尚、2009年版での審査の開始時期については、JAB による認定取得の時期に左右されるため、下記予定からの変更も起こりえます。登録組織の皆様には JAB 認定を取得次第、ご連絡いたします。

IAQG で公表されている 2009 年版への移行スケジュールを下記に示します。

### 30 ヶ月間の移行スケジュール



ここで、2009 年版による審査を JICQA で実施するためには、JICQA として以下の条件を満たしている必要があります。

- JAB による 2009 年版審査への JICQA の認証機関としての認定
- 2009 年版審査を実施できる審査員の確保(審査員の 2009 年版資格への移行)

移行審査の工数は、補足規則 001 で示されており、現地審査の工数は、対象人数によって異なりますが、目安として、サーベイランス(定期審査)時では従来の 4~5 割増、再認証審査(更新審査)時では 1~2 割増程度となります。現地外工数は変更ありません。また、JIS Q 9001 から JIS Q 9100:2009 へのアップグレードについては、初回審査の工数を適用することになりました。移行審査後の審査については、従来のサーベイランス又は再認証審査の工数が適用されます。

現在、JICQA では、JAB MS101:2010 及び SJAC9101D に従ってシステムを見直し追加し、8~9 月には JAB に移行のための申請を行い、認定審査を受審する計画です。並行して、航空宇宙審査員は、IAQG 認定コースを受講し、審査員資格の移行を達成する計画です。2009 年版での審査は、JAB による認証機関としての移行認定の取得後可能となります。また、審査員は 2009 年版資格に移行した審査員であることが条件となります。従いまして、2009 年版での審査が実施可能となる時期は 10 月末から 11 月頃を想定しています。

担当：審査第一部 AS-QMS グループ  
今井（ : 03-5541-2754 ）

### 3. 埼玉県独自の目標設定型排出量取引制度が平成 23 年度から始まります。

埼玉県は、「CO2 削減埼玉モデル 目標設定型排出量取引制度」を平成 23 年度から実施することを発表しました。本制度は、平成 21 年 2 月に定めた埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050)において目標設定した埼玉県内の温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 2005 年度比 25%削減を達成するための対策の一つとされています。

対象事業所は原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所で、県内の約600事業所(工場等が約440、オフィス等が約160)が該当し、対象温室効果ガスはエネルギー起源CO2となります。

削減計画期間として、第一計画期間を平成 23~26 年度、第二計画期間を平成 27~31 年度(以降、5 年ごとの期間)と定めており、第一計画期間では、オフィスビル等は 8%(ただし地域冷暖房事業者から供給されるエネルギー割合が 20%以上の事業所は 6%)、工場等は 6%の削減義務率を設定しております。

削減目標の達成に当たっては、自らで削減することを基本とし、これを補完する手段として、排出量取引を活用する仕組みとなります。**削減目標の達成の確認を行う際(平成 27 年度)には、基準排出量、期間中の排出量を県が別に定める方法により検証を受ける必要があります。**もし削減目標が達成できない場合の罰則については、当面設けない予定です。

詳しくは埼玉県温暖化対策課の HP (<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/haisyututorihiki.html>) をご確認ください。

**本制度は、東京都環境確保条例の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を参考**にしているため、もし事前に勉強されるのであれば当社の「東京都排出量取引制度」に特化した排出量検証無料セミナーにぜひご参加ください。

今後のセミナー開催予定は、9/1(水)、11/1(月)のいずれも 14:00～16:30 となっております。詳しくは当社 HP ([http://www.jicqa.co.jp/06kenshu/mseminar/emissions\\_tokyo/index.html](http://www.jicqa.co.jp/06kenshu/mseminar/emissions_tokyo/index.html)) をご確認ください。

上記 GHG 排出量取引制度等にご参加予定、または排出量取引に関心をお持ちの企業様は、ぜひご参加を検討ください。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

担当：営業部 五弓(ゴキウ) 平塚  
( : 03-5541-2752)

#### 4. 排出量検証(トップレベル、都内中小クレジット・都外クレジット)無料セミナー開催のお知らせ。

ご好評を頂いております JICQA 無料セミナーに新たに「東京都排出量取引制度」の中でも「トップレベル」、「都内中小クレジット・都外クレジット」に特化した排出量検証無料セミナーを開催いたします。

東京都環境確保条例の改正により、都内大規模事業所(燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所)を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」がスタートしたことはすでにご存知のことと思います。

JICQA では、以前から東京都排出量取引制度の特定温室効果ガス排出量検証について解説した無料セミナーを開催してきましたが、最近特にお問合せの多い「トップレベル」、「都内中小クレジット・都外クレジット」に重点をおいた無料セミナーを下記日程で開催いたします。

本セミナーの講師は検証担当者資格を保有しているものが担当し、疑問に思われている点を懇切丁寧に解説いたします。詳しくは当社 HP (<http://www.jicqa.co.jp/06kenshu/mseminar/>) をご覧ください。

##### ・東京都排出量取引制度 トップレベル無料セミナー

開催日時	2010年08月30日(月) 2010年10月27日(水) 2010年12月24日(金) 各日とも14:00～16:30(13:30受付開始)
開催会場	JICQA 公開研修センター (東京都中央区八丁堀 / JR・地下鉄八丁堀駅 B3 出口より徒歩 30 秒)
本セミナー対象者	東京都環境確保条例においてトップレベル申請を検討中の排出量報告書の責任者、ご担当者の方
本セミナー内容	東京都環境確保条例の最新情報 トップレベル検証を受けるために必要な準備 トップレベル検証のスケジュール及び費用 質疑応答

##### ・東京都排出量取引制度 都内中小クレジット・都外クレジット無料セミナー

開催日時	2010年09月13日(月) 2010年11月15日(月) 各日とも14:00～16:30(13:30受付開始)
開催会場	JICQA 公開研修センター (東京都中央区八丁堀 / JR・地下鉄八丁堀駅 B3 出口より徒歩 30 秒)
本セミナー対象者	東京都環境確保条例において都内中小クレジット・都外クレジット申請を検討中の排出量報告書の責任者、ご担当者の方
本セミナー内容	東京都環境確保条例の最新情報 都内中小クレジット・都外クレジット検証を受けるために必要な準備 都内中小クレジット・都外クレジット検証のスケジュール及び費用 質疑応答

募集人員は各回先着 30 名様限定とさせていただきます。

お申込は1組織(1社)につき、2名様までとさせていただきます。

お申込が2組織を下回り、公平性の確保が懸念される場合は、セミナー開催を中止とさせていただきます。

同業の方のご参加は、ご遠慮いただいております。

上記制度等にご参加予定、または排出量取引に関心をお持ちの企業様は、ぜひご参加を検討ください。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

担当：営業部 五弓(ゴウウ) 平塚  
( : 03-5541-2752)

## JICQAニュースレターの配信方法変更のお知らせ

JICQAニュースレターは2010年4月号より、更新をmailでお知らせすることになりました。ご希望のお客様は、必要事項を記載の上、下記メールアドレスにお申し込みをお願いいたします。

【申込メールアドレス】 newsletter@jicqa.co.jp

【必要事項】

- (1) 組織名(会社名) / 事業所名
- (2) 所属・役職
- (3) ご連絡者氏名
- (4) e-mailアドレス(配信いただいたメールと異なるアドレスに送付ご希望の場合のみ)

本件に関するお問合せは 業務部の樋口(TEL:03-5541-2751 E-mail:newsletter@jicqa.co.jp)までご連絡をお願いいたします。

### JICQA登録組織件数情報

(2010年6月30日現在)

#### 【マネジメントシステム登録件数】

適用規格	新規登録件数 *1	現在登録件数 *2
ISO 9001	8	2,850
ISO 14001	4	1,632
OHSMS	0	47
ISO 22000	0	25
HACCP	0	12
ISO 27001	0	205
ISO 20000-1	0	6
JIS Q 9100	4	73
BS 25999-2	0	1
合計	16	4,851

\*1: 2010年6月(第493~496回)の登録決定会議で審議され、新規に登録された件数

\*2: 統合等による既登録の件数減を反映させた件数

#### 【JIS認証件数】

登録区分	新規認証件数 *3	現在認証件数 *4
A; 土木・建築	1	27
B; 一般機械	0	25
E; 鉄道	0	4
G; 鉄鋼	2	383
H; 非鉄金属	0	33
R; 窯業	0	16
Z-1; 包装・容器	0	10
Z-3; 溶接	0	14
合計	3	512

\*3: 2010年6月(第89~91回)のJIS認証決定会議で審議され、新規に登録された件数

\*4: 既登録の件数減を反映させた件数



日本検査キューエイ株式会社 JIC Quality Assurance Ltd. (JICQA)

〒104-0041 東京都中央区新富二丁目15番5号(業務部:高崎、樋口)

TEL:03-5541-2751 FAX:03-5541-2955

JICQA ニュースレター